

事 務 連 絡

平成21年5月15日

建設業関係7団体 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、「最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の活用について」（昭和62年2月12日付け建設省経構発第2号）に基づき、適切な活用に向けた取組に努めてきたところですが、4月10日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正され、低入札調査基準価格の設定範囲が約20年ぶりに、これまでの「~~2/3から8.5/10の範囲~~」から「~~7/10から9/10の範囲~~」に引き上げられました。

このことも踏まえ、個々の契約の内容に適合した履行を確保する観点から、また、現下の建設産業を取り巻く環境が極めて厳しい状況にかんがみ、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約を推進する観点から、これらの制度を一層適切に活用いただくため、別紙の措置を速やかに講じていただくよう、地方公共団体に対して要請しましたのでお知らせします。



国総入企第3号
平成21年5月15日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省建設流通政策審議官

最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、「最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の活用について」(昭和62年2月12日付け建設省経構発第2号)に基づき、適切な活用に向けた取組に努めていただいているところです。

今般、4月10日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正され、低入札調査基準価格の設定範囲が約20年ぶりに、これまでの「2/3から8.5/10の範囲」から「7/10から9/10の範囲」に引き上げられました。

このことも踏まえ、個々の契約の内容に適合した履行を確保する観点から、また、現下の建設産業を取り巻く環境が極めて厳しい状況にかんがみ、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約を推進する観点から、これらの制度を一層適切に活用いただくため、以下の措置を速やかに講じていただくようお願いします。

なお、「最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の活用について」(昭和62年2月12日付け建設省経構発第2号)は、廃止します。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1 適正な最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定

最低制限価格及び低入札調査基準価格について、今般の改正後の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(別紙)

を踏まえ、地域の実情に応じ、当該モデルの設定範囲の上限（9/10）に設定する等これらの算定式の改定や設定範囲の引上げを適切に行うこと。

なお、地域の実情に応じ当該モデルの設定範囲の上限（9/10）に設定した具体例として別添のような措置があるので十分留意していただきたいこと。

2 最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の対象工事の拡大

最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の対象とする工事の下限額の引下げ等により、これらの制度の対象工事の範囲の拡大を図ること。

3 市町村における最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の活用の推進

未だ最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度を導入していない市町村がみられることから、都道府県において、これらの価格の算定式や設定に関する考え方の情報提供等、当該市町村における早期導入の促進のための支援に努めること。

別 紙

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年6月26日 採択
平成21年4月10日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

別添1

説明資料

最低制限価格引き上げの試行について

平成21年1月

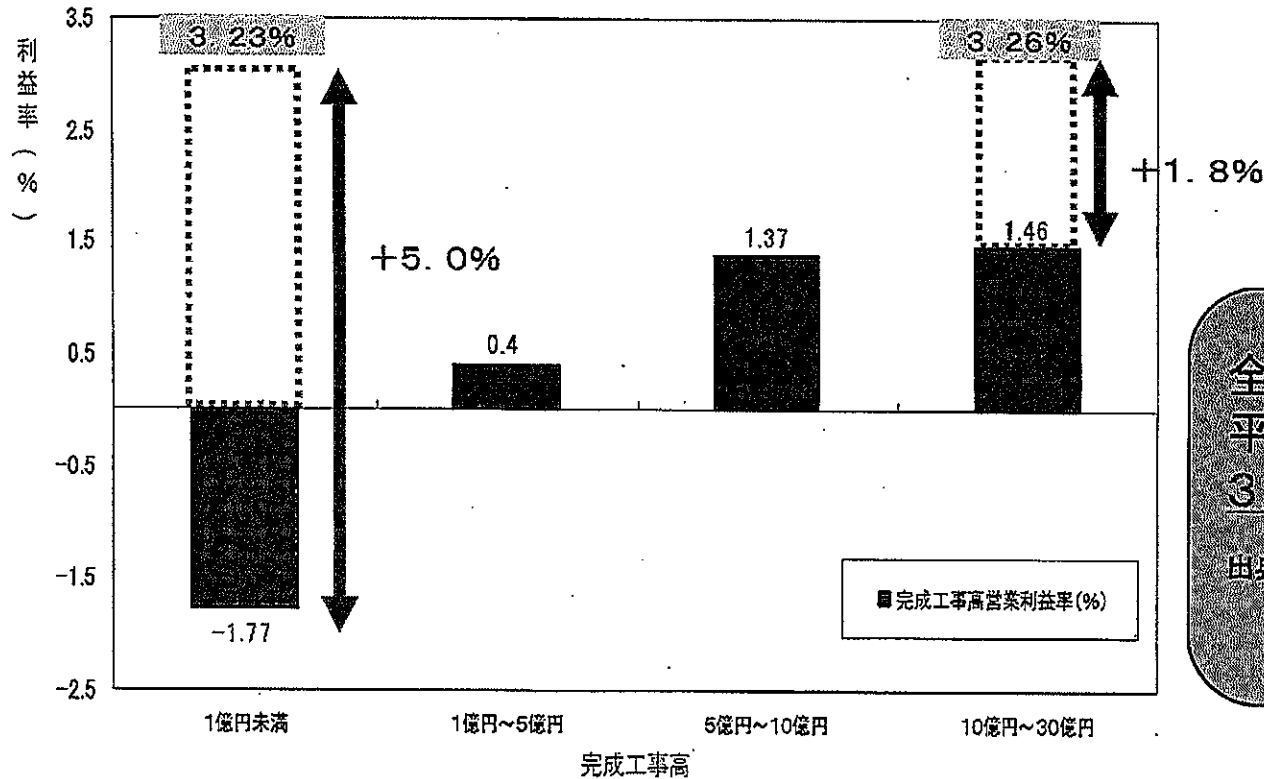
長崎県 土木部 建設企画課

抜粋

完成工事高が大きいほど利益率は高い

完成工事高別営業利益率

完成工事高及び営業利益率は、建設業の全業種の総平均



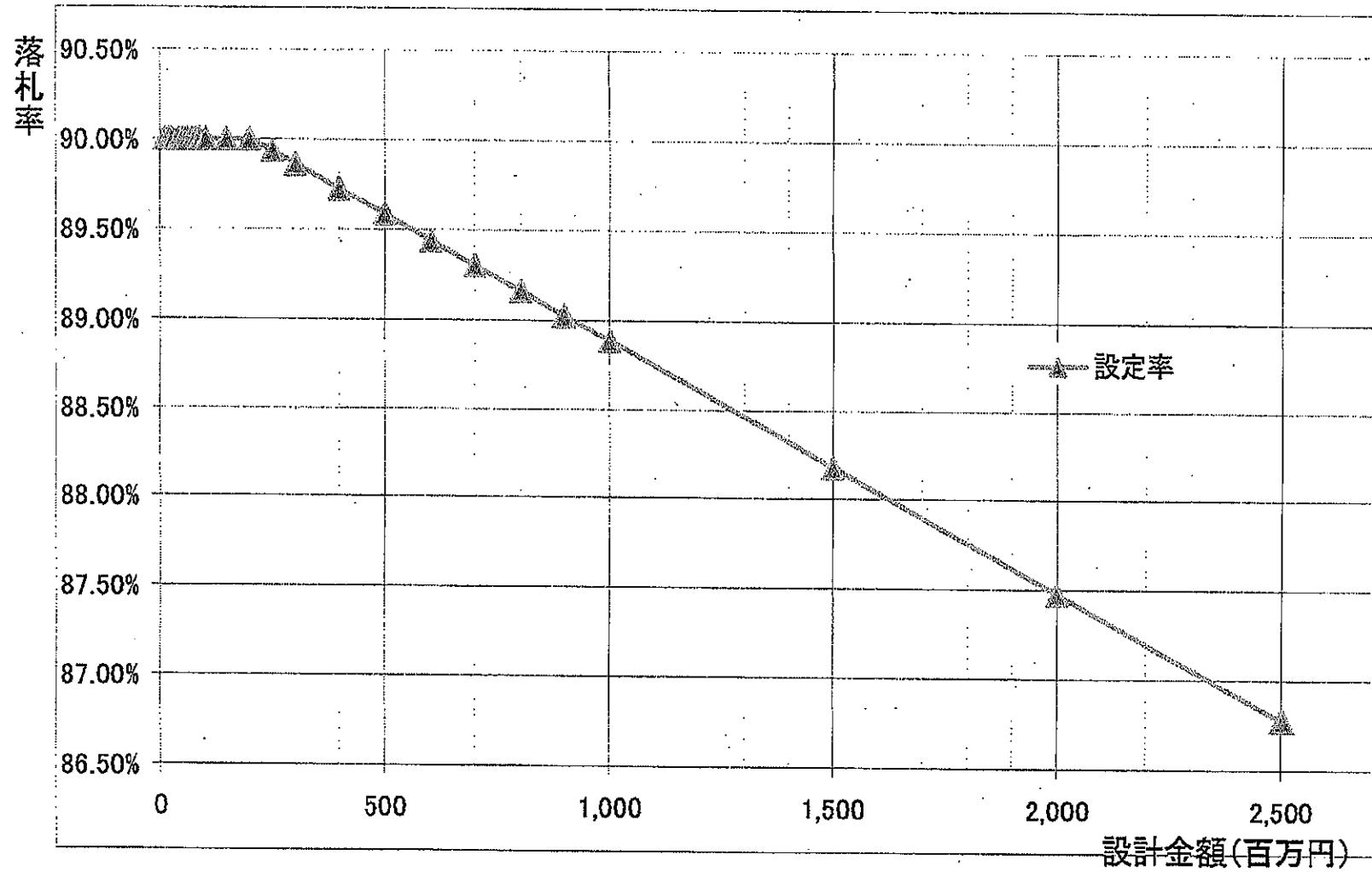
全産業の
平均営業利益率は、
3.1%

出典：年次別法人企業統計調査
(平成19年度)
【財務省】

出典：平成20年度 建設業の経営指標【西日本建設業保証株式会社】

最低制限価格を2億円までは5%程度、20億円程度では1.8%程度引き上げることにより、営業利益率を全産業の平均営業利益率である3.1%程度まで引き上げることを目標とする。

大規模な工事ほど最低制限価格の割合を低く設定



最低制限価格引き上げの概要

<p>試行期間</p>	<p>平成21年2月1日以降に入札公告、又は入札執行通知する工事について、当分の間</p>
<p>対象工事</p>	<p>競争入札に付するすべての工事 (WTO対象工事を除く)</p>
<p>算出式</p>	<p>●2億円を超える場合</p> <p> $\boxed{\text{設計金額} \times \alpha}$ ← 現行: 直接工事費 + 共通仮設費 + 3/4 × 現場管理費 </p> <p> $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{億円}) / 1,000$ </p> <p>設計金額: 税抜き</p> <p>α: 小数第5位以下切り捨て</p> <p>●2億円以下の場合</p> <p> $\boxed{\text{設計金額} \times 90\%}$ ← 現行: 直接工事費 + 共通仮設費 + 3/4 × 現場管理費 </p>

最低制限価格算定表

(設計金額が2億円を超える土木工事、工場製作工事、建築工事の場合)

設計金額 (税抜き)	α	上限値(改正後)	改正後	改正後
		工事価格×90%	工事価格×α	
10,000,000	—	9,000,000	—	90.00%
20,000,000	—	18,000,000	—	90.00%
30,000,000	—	27,000,000	—	90.00%
40,000,000	—	36,000,000	—	90.00%
50,000,000	—	45,000,000	—	90.00%
60,000,000	—	54,000,000	—	90.00%
70,000,000	—	63,000,000	—	90.00%
80,000,000	—	72,000,000	—	90.00%
90,000,000	—	81,000,000	—	90.00%
100,000,000	—	90,000,000	—	90.00%
150,000,000	—	135,000,000	—	90.00%
200,000,000	0.900000	180,000,000	180,000,000	90.00%
250,000,000	0.899300	225,000,000	224,825,000	89.93%
300,000,000	0.898600	270,000,000	269,580,000	89.86%
400,000,000	0.897200	360,000,000	358,880,000	89.72%
500,000,000	0.895800	450,000,000	447,900,000	89.58%
600,000,000	0.894400	540,000,000	536,640,000	89.44%
700,000,000	0.893000	630,000,000	625,100,000	89.30%
800,000,000	0.891600	720,000,000	713,280,000	89.16%
900,000,000	0.890200	810,000,000	801,180,000	89.02%
1,000,000,000	0.888800	900,000,000	888,800,000	88.88%
1,500,000,000	0.881800	1,350,000,000	1,322,700,000	88.18%
2,000,000,000	0.874800	1,800,000,000	1,749,600,000	87.48%
2,500,000,000	0.867800	2,250,000,000	2,169,500,000	86.78%
2,504,762,000	0.867700	2,254,285,800	2,173,381,987	86.77%

$$\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{ 億円}) / 1000$$

設計金額: 税抜き

α: 小数第5位以下切り捨て

佐賀県の最低制限価格引き上げの概要

平成21年4月1日から設計価格250万円超のすべての工事(ただし、総合評価落札方式を除く。)における最低制限価格の設定基準を次のとおり改正

【改正後の範囲】

予定価格の $2/3 \sim 9/10$

【改正後の算定式】

直接工事費

(建築(関連) $\times 0.95$)

共通仮設費

現場管理費

一般管理費等 $\times 0.10$

合計額

$\times 1.05$

新潟県の最低制限価格引き上げの概要

平成21年4月1日から建設工事における最低制限価格の設定基準を次のとおり改正

【改正後の範囲】

予定価格の8.5/10～9/10

【改正後の算定式】

直接工事費

共通仮設費

現場管理費等×0.80

一般管理費×0.30

合計額

×1.05

○特別なもの(設備工事の一部等)については、8.5/10～9/10の範囲内で個別に定める。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用について

昭和62年2月12日
建設省経構発第2号
建設経済局長通達

各都道府県知事あて

現行の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるか否か等を審査し、あるいは、そのような入札を失格として排除する制度である。

昭和五十八年三月一六日に中央建設業審議会から各発注機関の長になされた「建設工事の入札制度の合理化対策等について」の建議においては、疎漏工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のために原価割れ受注の防止を図ることは必要であり、こうした目的を達成するためにこれらの制度は適当な仕組みであることから、積極的に活用すべきであるとされたが、今日までの活用状況に鑑み、特に左記の事項に留意の上、一層適正な活用を推進されるようお願いする。

なお、貴管下市町村等関係行政機関に対する別紙の回付方を併せてお願いする。

記

1 制度の活用

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の両制度のうち、個別原価を審査できる低入札価格調査制度はより望ましい制度であるが、審査体制の整備を必要とするという問題もあるので、審査体制の整備状況等の事情を考慮の上、いずれかの制度を積極的に活用すること。

2 適正な基準価格の設定

これらの制度の基本となる基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(別添)等を参考とし、建議の趣旨に沿った基準価格を適正に設定すること。

3 市町村における活用の推進

市町村においては、いまだこれらの制度を活用していないところも多く見られるので、都道府県単位での公共工事契約業務連絡協議会その他何らかの形で

の都道府県土木建築担当部局と市町村との連絡調整の場を通じて、趣旨の徹底を図ること。

別添

別紙

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用について

(昭和六二年二月一二日)

(各市町村長あて建設経済局長通知)

現行の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるか否か等を審査し、あるいは、そのような入札を失格として排除する制度である。

昭和五八年三月一六日に中央建設業審議会から各発注機関の長になされた「建設工事の入札制度の合理化対策等について」の建議においては、疎漏工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のために原価割れ受注の防止を図ることは必要であり、こうした目的を達成するためにこれらの制度は適当な仕組みであることから、積極的に活用すべきであるとされたが、今日までの活用状況等に鑑み、特に左記の事項に留意の上、一層適正な活用を推進されるようお願いする。

記

1 制度の活用

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の両制度のうち、個別原価を審査できる低入札価格調査制度はより望ましい制度であるが、審査体制の整備を必要とするという問題もあるので、審査体制の整備状況等の事情を考慮の上、いずれかの制度を積極的に活用すること。

2 適正な基準価格の設定

これらの制度の基本となる基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(別添)等を参考とし、建議の趣旨に沿った基準価格を適正に設定すること。

別添

(別添)

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会
モデル

昭和61年6月26日 採択

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1. 予定価格算出の基礎となつた直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に $1/5$ を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が、予定価格に $8.5/10$ を乗じて得た額を超える場合にあつては $8.5/10$ を乗じて得た額とし、予定価格に $2/3$ を乗じて得た額に満たない場合にあつては $2/3$ を乗じて得た額
2. 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに $2/3$ から $8.5/10$ の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額